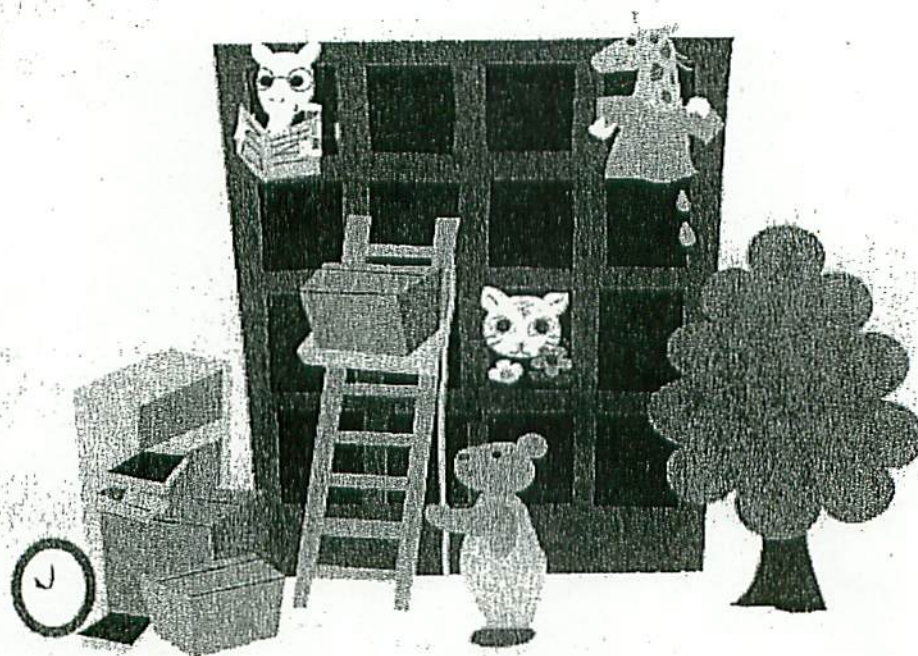


解雇に伴い社宅等の退去となった方へ

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となった方は

就職安定資金融資制度

をご利用ください。

貸付額上限

- ・入居初期費用(敷金・礼金・引越し費用など)(上限50万円)
- ・家賃補助費(上限1か月6万円、6か月分)
- ・生活・就職活動費(上限100万円)

貸付6か月後までに就職して雇用保険一般被保険者となった場合には、一部返済免除となります。

貸付条件など詳細についてはウラ面をご覧ください

解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

1 目的

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 貯金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額	
①住宅入居初期費用	敷金・礼金等	40万円	} 50万円
	転居費・家具什器費	10万円	
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※	36万円
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月 ※	} 100万円
	就職身元保証料	10万円	

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

(3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

(4) 貸付利率

1.5% (信用保証料を含む)。

(5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還(最終弁済時年齢65歳)。

(6) 返済免除

貸付6ヶ月後の時点で雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額の一部免除。

3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえてハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて貸付元金融機関へ出向き、審査を経て貸付を受ける(審査の結果、貸付を受けられない場合があります)
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める